

広島市水道局

指定給水装置工事事業者

指定の更新申請要領

(令和6年6月以降)

広島市水道局

技術部給水課給水装置係

TEL : 082-511-6864

FAX : 082-221-8141

申請の手続

1 申請期間及び受付窓口

申請期間 … 事前に、対象となる指定給水装置工事事業者の方へ、更新手続についての案内を送付しますので、それに記載された申請期間等に従い申請してください。

(指定の有効期限の1ヶ月前までに案内が届かない場合、郵便事故などの可能性がありますので、受付窓口までご連絡ください。)

受付窓口 … 広島市水道局 技術部給水課 給水装置係

所在地：〒730-0011 広島市中区基町9番32号
広島市水道局基町庁舎4階
TEL：082-511-6864 FAX：082-221-8141

2 申請手続の留意事項

- (1) 事前に発行する更新手続についての案内は「申請者住所」ではなく「事業所所在地」へ送付します。事業所所在地の移転時に変更届を提出されていないときは、案内が届かない場合があります。
- (2) 郵便の不着や未更新の方への再度の案内は行いません。
- (3) 申請の受付には、次項(3 申請受付時の必要書類等)に記載された申請書類、添付書類、指定給水装置工事事業者指定更新手数料が必要です。すべて完備されていない場合は、受付できかねますのでご注意ください。

また、申請と同時に「指定給水装置工事事業者 指定更新時確認書」を提出していただきます。

なお、納付後の指定給水装置工事事業者指定更新手数料は、申請を取り下げるなどの場合でも、広島市水道給水条例の定めにより手数料の還付はできませんのであらかじめご了承ください。

- (4) 申請書類については、4ページ以降の記入要領にしたがって作成してください

い。

- (5) 申請書類に記載された内容については、定款及び登記事項証明書などにより確認します。申請に虚偽の事実が判明したときは、指定取消しの要件となりますのでご注意ください。
- (6) すでに指定を受けている申請内容に変更があった場合、「給水装置工事事業者指定事項変更届」に必要な添付書類を添えて届出した後でなければ、更新申請を受け付けることはできません。
- (7) 更新申請時において、「給水装置工事主任技術者選任・解任届出書」の提出は必要ありません。

ただし、更新申請時に「指定給水装置工事事業者指定申請書」うら面に記入された給水装置工事主任技術者が、すでに選任届を提出済みの給水装置工事主任技術者から変更されている場合、先に「給水装置工事主任技術者選任・解任届出書」及び必要な添付書類の提出がなければ更新申請を受け付けることはできません。

- (8) 申請受付後、必要に応じ、書類等の提出を求める場合もあります。
- (9) 休止・停止中の場合、又はやむを得ない事情がある場合（入院、海外赴任等）でも、更新申請をしなければ失効します。
- (10) 失効した場合、指定取消し又は指定更新の不許可による失効でなければ、再度新規指定の申請をすることができます。その場合、指定番号が変わる場合があります。

3 申請受付時の必要書類等

- (1) 申請書類
 - ① 指定給水装置工事事業者指定申請書（※両面印刷してください）
 - ② 機械器具調書
 - ③ 誓約書
- (2) 添付書類

① 定款 …（法人の場合。直近のもので写し可。）

② 登記事項証明書（履歴事項全部証明書）

…（法人の場合。発行日から3ヶ月以内、写し不可。）

③ 住民票の写し …（個人の場合。発行日から3ヶ月以内、写し不可。）

(3) 指定給水装置工事事業者指定更新手数料

4, 0 0 0 円（非課税）

※1 窓口申請の場合は、窓口にて現金で納付してください（つり銭がいないようご準備ください。）。

※2 郵送申請の場合は、広島市水道局指定金融機関窓口へ、更新手数料納付用納入通知書で納付してください。ただし、これによりがたい場合は、現金書留若しくは定額小為替での納付となりますのでご相談ください。更新手数料納付用納入通知書は書類審査後に郵送しますので、送付用の封筒（角2サイズ。送付先を記載し、必要な金額の切手を貼付したもの。）の同封が必要です。

(4) その他提出書類

指定給水装置工事事業者 指定更新時確認書

4 指定給水装置工事事業者証（指定証）の交付

広島市水道局指定給水装置工事事業者として指定の更新を審査・承認した後、新たに指定証を交付します。指定証は、郵送で交付しますので、返信用封筒（角2サイズ。送付先を記載し、必要な金額の切手を貼付したもの。）を申請書類と一緒に提出してください。

5 指定の有効期間

従前の指定の有効期限の翌日から5年間です。更新申請受付時期によって指定の有効期間は変わりません。

申請書類の記入要領

申請書類に、記載漏れや書類の不備のないよう、次の説明をよくご覧のうえ、作成してください。

1 指定給水装置工事事業者指定申請書について

※用紙は両面印刷してください。

〔おもて面〕

		個 人	法 人
年 月 日 欄		申請される日付を記入	
申請者欄	氏名又は名称欄	屋号があれば記入	登記簿の商号を記入
	住 所 欄	住民票の住所を記入	登記簿の本店所在地を記入
	代表者氏名欄	申請者の住民票の氏名を記入	登記簿の代表者を記入
役 員 欄		申請者本人とその業務を執行する社員等の氏名を記入	代表取締役から監査役まで役員全員の氏名を記入
事業の範囲欄		営業目的を記入 (給水装置工事業など)	登記簿の目的を参照し記入

〔うら面〕

	共通
事業所の名称、所在地欄	本市給水区域内で給水装置工事業を行う事業所の名称、所在地（本市給水区域外でも可）を記入 ※おもて面の申請者欄と同じ場合も記入する 給水装置工事業を行う事業所が複数ある場合は、それぞれ事業所ごとに記入する（支店など）
給水装置工事主任技術者の氏名、免状の交付番号欄	当該事業所で選任されている給水装置工事主任技術者の氏名、免状の交付番号を記入

2 機械器具調書について

＜機械器具調書の記入例＞

令和〇〇年〇〇月〇〇日現在

種 別	名 称	型式・性能	数 量	備 考
管の切断用 の機械器具	金切のこ パイプカッター	— 13 mm～40 mm	10 個 3 個	
管の加工用 の機械器具	やすり パイプねじ切器	250 mm —	2 個 1 台	
接合用の 機械器具	トーチランプ パイプレンチ	ガス 300 mm	2 個 3 個	
水圧テスト ポンプ	水圧テストポンプ	0～2.0MPa	1 台	

- (1) 上記4つの種別で、種別ごとに1個以上の機械器具を有することが、指定の基準となります。1種別でも欠いている場合、更新できません。
- (2) 上記4つの種別で所有されている機械器具を記入してください。なお、上記種別以外の機械器具の記入は必要ありません。
- (3) 上記の機械器具の名称はあくまで参考ですので、上記種別のものであれば、その他の機械器具でもかまいません。

3 誓約書について

指定給水装置工事事業者指定申請書の〔おもて面〕の申請者欄と相違の無いよう記入してください。

誓約書は、申請者が次のいずれにも該当しない者であることを誓約するものです。1項目でも該当する場合、更新できません。

○精神の機能の障害により給水装置工事の事業を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者

○破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

○水道法に違反して、刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者

○指定給水装置工事事業者の指定を取り消され、その取消しの日から2年を経過しない者

○その業務に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者

○法人であって、その役員のうちに上記のいずれかに該当する者があるもの

4 指定給水装置工事事業者 指定更新時確認書について

※用紙は両面印刷してください。

別紙『指定給水装置工事事業者 指定更新時確認書』について」に従い作成してください。